

マレーシア／サラワク州での調査のための手続き

長谷川 悟郎¹

調査期間： 2008年7月～2009年6月

国／地域： マレーシア／サラワク州カピット県バレー流域における村落コミュニティ

調査テーマ： 「イバン伝統手工芸の今日的展開—社会的側面からの考察」²

事例の特徴： 調査期間中に以前（2006年9月15日～2008年9月14日）の調査許可証の延長を申請したこと³。

【2008年】

7月下旬

2006年から私のサラワクでの調査研究のカウンターパートになっていただいているマレーシア・サラワク大学（UNIMAS: Universiti Malaysia Sarawak）東アジア研究所（Institute of East Asian Studies）の研究者 L 氏とサバ大学で開催された国際学会にて会い、私の今回の調査計画と、前回取得した調査許可証（Research Permission）が翌々月に切れることを説明した。東アジア研究所は世界各国から多くの研究者を受け入れ、L 氏がその職務を担っている。

延長申請のためには何の書類が必要か、私の方からサラワク州の SPU（State Planning Unit）へ直接たずねてみるようアドバイスされる。手続きはつねに同じとは限らず、必要とされる書類は変わることもあるという⁴。

ちなみに、許可証が切れてしまう前に延長申請をおこなえば、書類が少なく、容易に済むとのこと。もし切れてしまった後であれば、新規の申請と同様に扱われ、所定の書類すべて（プロポーザル、履歴書、調査資金の保証証明書など）をそろえ直す必要がある。

8月初旬

SPU に電話で必要書類についてたずねたところ、E メールが送られてきた。次の書類を早急に SPU へ直接送付するようにとのことであった。

①Application letter

¹ 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科大学院生

² これは申請書類上の題目である。今回の調査期延長申請において、テーマは若干変わっていたのだが、題目はそのまま継続されることとなった。

³ さらに以前には、サラワクの NGO をカウンターパートとして、2003年2月から12か月間の滞在調査をおこなったが、その際の調査許可証は延長しなかった。本事例では、私が経験した最新の申請手続きについてのべたい。

⁴ 本来であれば、東アジア研究所の所長宛てに手紙を書いてお願いするのが正しいのだろう。ただ私は L 氏を以前から知っており、今回学会に同席したため、こうした個人的な願いを聞いていただいた。また在日マレーシア大使館によれば、クアラルンプールの EPU（Economic Planning Unit）が調査許可申請の受付窓口になっているという。しかし直接サラワク州政府の SPU に申請書類を送付しても構わない。前者を経由するとより多くの時間を要する。

- ②Passport copy
- ③Supporter letter from agency
- ④Finding summary draft

申請書類

まず送付状には、今回の延長申請の背景だけでなく、以前の申請調査期間に、どのような調査をおこなったかを説明した。

- ①申請書。サラワク州 SPU のウェブサイトからフォームをダウンロードの後、必要事項を書き込む⁵。
- ②パスポートのコピー。
- ③カウンターパートからのレター。UNIMAS 東アジア研究所の L 氏へメールで発行を依頼し後日受け取りにうかがう⁶。
- ④前回の調査報告書。約 9,000 words の英文報告書を提出した⁷。

8月上旬

L 氏を UNIMAS に訪問し、調査計画について議論をしながら、その場でレターを書いていただく⁸。

私は、毎年頻繁に手続きをするのは面倒と思い 2 年分の許可申請を求めたが、こまめな報告書提出が好まれ、1 年の申請をすすめられた。レターは 2 ページ程度のものであった。翌日それら一式をそろえて SPU へ郵送。

8月18日

SPU の担当者より申請が承認されたとの旨を、メールおよび携帯電話の SMS メッセージで受ける。メールには調査許可証の画像ファイルが添付されており、原本はカウンターパートに送られ、その写しが私の調査地における滞在予定先に郵送されると書かれていた。まだ調査地に入っていないため、後に郵送先を知らせるまでの間、発送は待つてほしい旨を伝えた。

⁵ <http://www.spu.sarawak.gov.my/en/downloads/>よりダウンロード可能。

⁶ このような事務手続きはなるべくメールや郵便で済ませたいと思うのだが、挨拶をかねた訪問は非常に喜ばれ、気持ちのよい対応を受ける。日本からのちょっとした贈り物を持参すると良いかもしれない。また帰国の際にも、挨拶にでかけることは大切である。手みやげに村からもっていったイノシシ肉の塩漬け（カピットの名物品）が喜ばれた。

⁷ 報告書を提出することで、SPU の担当者が目を通し、後に政策のアドバイザーとして意見を求められることにもなる。社会貢献の役務を果たせる。

⁸ UNIMAS はサラワク州都クチン市の郊外の、訪問するには少々面倒な場所に位置する。市の中心部からタクシーで 30～40 分、またバスでは 1 時間ほどかかる。タクシーはおよそ 1,200 円と現地人の感覚に慣れると非常に高額であり、かつ帰路のタクシーをつかまえるチャンスはほぼ皆無である。町のバス発着地は分かりにくい、そのような情報はすべて観光案内所で聞けばよい。また UNIMAS へいったことがないと降りるタイミングを逃すが、これは仕方ない。バス料金はわずか 10 円程度である。市中へ戻る際は、たまに職員のだれかが乗せてくれることもある。

またメールには、滞在ビザを観光用（期限3ヵ月）からプロフェッショナル・パス（期限は調査期間とおなじ）に切り換えたいなら、入国管理局（imigresen）へ申請するようにとのメッセージもあった。

ただしこの手続きにはカウンターパートから新たに書類の提出が必要になり、L氏に相談したところ、書類作成が非常に煩雑なので観光ビザで調査をしつつ、3ヵ月ごとに国外に出てはどうかとのアドバイスを受けた。またプロフェッショナル・パスを取得するには、高額な料金の支払いが課せられることも考慮し、氏のアドバイスに従った⁹。隣国のブルネイなどは、いつでもすぐにいけると思い、また研究の目的にも合致する部分があると考えたことも理由であった。

基本的に観光ビザは3ヵ月だが、imigresen（各市町に配置されている）へ行けば1ヵ月だけ延長を受けることもできる。

観光ビザにはシングルエントリーとマルチエントリーの2種類があり、入国の際に空港の審査官がどちらかを押してくれる。

前者は文字通り1度だけの入国が許され、3ヵ月後には国外へ出国しなければならないビザである。後者は複数回の入国が許されたもので、3ヵ月後に国外に出る必要はなく、imigresenにて再度3ヵ月の延長を申請できるビザである。この観光ビザの複数エントリーは最大4回（12ヵ月）までで、1年間を超えた滞在では必ず一度国外へ出国することになっている¹⁰。

私は以前までつねにマルチエントリーをもらっていたと記憶しているが、今回の入国ではなぜかシングルが押され、ブルネイにいて帰った後にもシングルしか押されなかった。入国の際に審査官にマルチを押してほしいと頼んだが、それはまったく場違いで、決して聞き入れられる要望ではない¹¹、何か言いたいこと、聞きたいことがあるなら、入国後にimigresenへ出向いてくれとのことだった。

以上のようにして調査許可証の取得は果たせた。しかし、この後には、カウンターパートのUNIMAS東アジア研究所に、前回の調査期間の終了をうけ、研究報告書にくわえ、これまでの業績書の提出が求められた。これは義務ではなく、自分の研究内容を知らせる友好的な目的にしたがったものである。提出したのは以下のものである。

- ①過去2年間の研究についての報告書。
- ②過去2年間の研究業績リスト。論文や口頭発表、助成金獲得など、それぞれに簡単なアブストラクトを記した。
- ③日本語による出版物をふくめた過去2年間の出版物の原本。それぞれに英文のアブス

⁹ imigresenでの観光ビザ延長手続きの料金は1リンギット（約30円）であるが、一方でプロフェッショナル・パスは数万円と極端にはねあがる。

¹⁰ これは2004年の滞在経験での認識であり、現在の状況は私もはっきりと理解していない。とくに外国人の滞在規定については常々変更することがあるので、その時々よく調べる必要がある。

¹¹ またブルネイからマレーシアへ再入国の際にもらったビザは2ヵ月3週間ほどの滞在許可で、3ヵ月に満たなかった。その後にも減少し、調査滞りの最後の申請では2ヵ月2週間だけであった。いくら調査許可を得ているとはいえ滞在経験の長引く外国人は怪しまれるのが常であり、「締めつけ」をくらうことも起こりうる。

トラクトを添付した。

3 つめの出版物原本は、提出後、研究所の図書棚に保管され、来所者も自由に閲覧できるものとなる。ただし、私は今回調査地へ赴く道すがら原本を持参しておらず、コピーで勘弁いただいた。

8月後半

ようやくクチンを後に、調査地へ向かった。

カピット町にて、SPU から調査許可証を郵送してもらうべく、宛先住所を決め、SPU に知らせた。

メモ

調査許可証は、サラワクの行政機関に外国人調査者として出入りする際には絶対不可欠のもので、職員との面会では真っ先に提示が求められる。民間企業などに対しては必要ないはずだが、なかには求めてくる場所もあるようだ。また内陸村落部では、地元住民は伐採会社の木材輸送トラックにいつでも通りがかりに、ただで乗せてもらえるが、私たち外国人に対しては調査許可証を見せるよう求めてくる（地元民と一緒に乗れば関係ない）。

森林伐採現場をうろつく外国人には過激な環境保護者が多かった 1980～90 年代の経験もあって、サラワク州政府が慎重になることは十分理解できる。もちろんそういった活動家らは許可証をもっていないだろうし、SPU も彼らの申請を受け入れないだろう。

私の 2003 年以來のサラワクの調査経験をふまえて言えるのは、まず現地のカウンターパートが州政府と信頼関係をもっていることが承認手続きをスムーズにするために最も重要である。また、こうした機関にカウンターパートとなってもらうには、自分の日本における所属機関を明確にしておくことが必要である。知名度のある大学研究機関などに在籍することは何よりも効果的である。

私は 30 歳代前半のアメリカ人の「森林のなかを放浪する写真家」とサラワクで知り合った。彼は、どこの組織にも属さないフリーの純粋な写真家だが、サラワクでの長期活動を容易にするよう UNIMAS へカウンターパートになってほしいと一度打診したことがあるという。その打診先はまさに私と同じ東アジア研究所だった。まったく話もほとんど聞いてもらえぬまま門前払いをくらったそうだ。

受け入れてもらえない調査テーマというのはその時代によっても変わるだろうし、カウンターパートと相談しながら吟味するのがよい。

最後にもう 1 点、指摘しておきたいのは、現地滞在で申請手続きをすすめるには携帯電話は必需品である。E メールよりも SMS メッセージで頻繁にやり取りをする傾向がある。

以上

2009 年 7 月 3 日